

○宇都宮市文化会館条例施行規則

昭和54年3月31日

規則第22号

改正 昭和54年8月第41号

昭和56年10月第63号

昭和60年7月第31号

平成元年3月第30号

平成元年10月第50号

平成2年3月第15号

平成3年12月第46号

平成4年3月第27号

平成5年3月第8号

平成5年12月第45号

平成9年3月第34号

平成16年3月第10号

平成16年12月第44号

平成17年6月第73号

平成19年3月第71号

平成23年3月第18号

平成26年3月第5号

令和元年7月第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市文化会館条例（昭和53年条例第38号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（平17規則73・平23規則18・一部改正）

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

(使用許可の申請)

第3条 条例第2条第1項の規定により会館の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文化会館使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号の区分に従い、定められた期間内に提出しなければならない。

ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) ホール及び展示室にあつては、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の属する月の12月前の月の初日（初日が休館日にあたるときは翌日。1月にあつては5日（休館日にあたるときは翌日）。以下「申請初日」という。）から使用日の前20日までの間
- (2) ホール附属室、会議室、練習室及び研修室（以下「ホール附属室等」という。）にあつては、使用日の属する月の6月前の申請初日から使用日の前7日までの間。ただし、ホール附属室をホールと併用するときは、前号に定める期間

3 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。

4 前項の規定にかかわらず申請初日の午前9時から午前9時30分までの使用許可の申請は、仮文化会館使用許可申請書を提出し、次の各号に定める区分に従い、申請の順序を決定する。

- (1) 会館の同一施設又は同一設備等を同一日の同一時間に使用したい旨の申請（以下「重複申請」という。）が複数の者からないときは、その申請を第1順位とする。
- (2) 重複申請があつたときは、申請者間の協議により申請の順序を決定する。ただし、協議が整わないときは、くじにより順序を決定する。

（平2規則15・一部改正）

（使用の許可）

第4条 市長は、前条の使用許可の申請について適当と認めたときは、許可を決定し、文化会館使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

（平2規則15・一部改正）

（使用期間）

第5条 会館の施設は、次に掲げる期間を超えて使用することができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) ホールにあつては、5日間
- (2) 展示室にあつては、10日間
- (3) ホール附属室等にあつては、3日間。ただし、ホール附属室をホールと併用するときは、ホールの使用期間と同期間

（使用時間）

第6条 条例の別表第1で定める使用時間帯には、準備、練習、あと片付け等使用に必要な一切の時間を含むものとする。

(使用時間の延長)

第7条 使用者は、やむを得ない事由により使用時間帯を超えて施設等を使用する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(平5規則45・一部改正)

(使用の取消し)

第8条 使用者は、使用許可の取消しをしようとするときは、文化会館使用許可取消申請書に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(平2規則15・一部改正)

(設備等の使用料)

第9条 条例第5条第2項の規定による使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(平3規則46・平9規則34・平16規則44・平23規則18・一部改正)

(使用料の納付)

第10条 使用者（食堂又は売店の使用者を除く。）は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、設備等の使用料及び施設の超過使用料は、使用の終了と同時に納付するものとする。

2 国又は地方公共団体が会館を使用する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、別に納期限を定めるものとする。

3 食堂又は売店の使用者は、毎月末日までにその翌月分の使用料を納付するものとする。

(使用料の減免)

第11条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、文化会館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、文化会館使用料減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(平2規則15・一部改正)

(使用料の還付)

第12条 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、第3条第2項各号に掲げる期間内に文化会館使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、文化会館使用料還付決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(平2規則15・一部改正)

(職員の立入り)

第13条 会館の職員（以下「職員」という。）は、会館の管理上必要があると認めるときは、使用中の場所に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（事前打合せ）

第14条 使用者は、事前に職員と使用する施設等の使用方法その他必要な事項を打合せしなければならない。

（使用者の遵守事項）

第15条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全確保の措置を構ずること。
- (3) 会館内外の秩序を保つため必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (4) 施設等をき損し、又は汚損したときは、その旨を届け出ること。
- (5) 会館の使用が終了したときは、遅滞なく使用した備品等を所定の位置に戻し、職員の点検を受けること。
- (6) 入場者に次条に掲げる行為をさせないこと。
- (7) その他管理上支障があると認める行為をしないこと。

（入場者の遵守事項）

第16条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (2) 施設等をき損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 指定した場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 承認を受けないで広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の販売若しくは展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) その他管理上支障があると認める行為をしないこと。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第17条 条例第17条により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）に文化会館の管理を行わせる場合における第3条から第8条まで、第10条第1項及び第2項、第11条及び第12条、第14条及び第15条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条の見出し	使用許可	利用許可
第3条第1項	使用許可	利用許可
	文化会館使用許可申請書	文化会館利用許可申請書
	市長	指定管理者
第3条第2項	市長	指定管理者
	使用	利用
	使用日	利用日
第3条第3項	使用許可	利用許可
第3条第4項	使用許可	利用許可
	仮文化会館使用許可申請書	仮文化会館利用許可申請書
	使用	利用
第4条の見出し	使用	利用
第4条	市長	指定管理者
	使用許可	利用許可
	文化会館使用許可書	文化会館利用許可書
第5条の見出し	使用期間	利用期間
第5条	使用	利用
	使用期間	利用期間
	市長	指定管理者
第6条の見出し	使用時間	利用時間
第6条	使用時間帯	利用時間帯
	使用	利用
第7条の見出し	使用時間	利用時間
第7条	使用者	利用者
	使用時間帯	利用時間帯
	使用	利用
	市長	指定管理者
第8条の見出し	使用	利用
第8条	使用者	利用者
	使用許可	利用許可

	文化会館使用許可取消申請書	文化会館利用許可取消申請書
	使用許可書	利用許可書
	市長	指定管理者
第9条の見出し	使用料	利用料
第9条	使用料	利用料
第10条の見出し	使用料	利用料
第10条第1項	使用者	利用者
	使用	利用
	使用料	利用料
	超過使用料	超過利用料
第10条第2項	使用	利用
第11条の見出し	使用料	利用料
第11条第1項	条例第7条	条例第7条又は第22条
	使用料	利用料
	文化会館使用料減免申請書	文化会館利用料減免申請書
第11条第2項	文化会館使用料減免決定通知書	文化会館利用料減免決定通知書
第12条の見出し	使用料	利用料
第12条第1項	条例第8条	条例第8条又は第23条
	使用料	利用料
	文化会館使用料還付申請書	文化会館利用料還付申請書
	市長	指定管理者
第12条第2項	市長	指定管理者
	文化会館使用料還付決定通知書	文化会館利用料還付決定通知書
第13条	使用中	利用中
	使用者	利用者
第14条	使用者	利用者
	使用	利用
	使用方法	利用方法

第15条の見出し	使用者	利用者
第15条	使用者	利用者
	使用	利用
別表備考	使用料	利用料

(平17規則73・全改)

(宇都宮市立南図書館の施設を使用させる場合における手続等)

第18条 第3条第1項、第4条、第6条から第9条まで、第10条第1項及び第2項、第11条、第12条並びに第17条の規定は、条例第24条第1項の施設について準用する。この場合において、第6条中「別表第1」とあるのは「別表第4」と読み替え、第9条中「別表第1」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

(平23規則18・追加)

(様式)

第19条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(平2規則15・追加、平23規則18・旧第17条の2繰下)

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平23規則18・旧第18条繰下)

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（昭和54年8月27日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年10月1日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年7月1日規則第31号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年10月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月31日規則第15号）

この規則は、平成2年8月1日から施行する。

附 則（平成 3 年12月20日規則第46号）抄

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月31日規則第27号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月31日規則第 8 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年12月22日規則第45号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月31日規則第34号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月25日規則第10号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年12月27日規則第44号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月24日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月31日規則第71号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第18号）

この規則は、平成23年 7 月16日から施行する。

附 則（平成26年 3 月24日規則第 5 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 3 日規則第 5 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

（昭54規則41・昭56規則63・昭60規則31・平元規則30・平元規則50・一部改正，
平 3 規則46・旧別表第 1・平 4 規則27・平 5 規則 8・平16規則10・平16規則44・
平19規則71・一部改正，平23規則18・旧別表・一部改正，平26規則 5・令元規則

5・一部改正)

設備・備品の分類	品名	施設別	単位	金額	備考
舞台附属設備・備品	オーケストラピット	大ホール	1式	6,600円	
	エプロンステージ	大ホール	1式	6,600円	
	大迫り	大ホール	1基	2,200円	
	小迫り	大ホール	1基	650円	
	仮設花道	大ホール	1式	3,300円	
	所作台（大ホール用）	大ホール	1式	7,700円	
	所作台（小ホール用）	小ホール	1式	4,400円	
	仮設花道用所作台	大ホール	1式	2,200円	
	平台	ホール共通	1枚	100円	
	松竹羽目	大ホール	1式	2,730円	
	松羽目	小ホール	1式	1,100円	
	大臣囲い	大ホール	1式	2,200円	
	びょうぶ	ホール共通	1双	1,630円	
	幕類	ホール共通	1枚	1,100円	
	地がすり	ホール共通	1枚	1,630円	
	上敷	ホール共通	1枚	210円	
	毛せん（大）	ホール共通	1枚	3,300円	
	毛せん（小）	ホール共通	1枚	210円	
	座布団	ホール共通	1枚	100円	
	めくり台	ホール共通	1台	100円	
	演壇	ホール共通	1式	530円	
	長机	ホール共通	1脚	100円	
	音響反射板（大ホール用）	大ホール	1式	6,600円	
	音響反射板（小ホール用）	小ホール	1式	3,300円	
	指揮者台	ホール共通	1式	310円	譜面台付
	楽団員用譜面台	ホール共通	1台	100円	

	バレエ用マット（大ホール用）	大ホール	1枚	1,100円	
	バレエ用マット（小ホール用）	小ホール	1枚	530円	
	姿見	ホール共通	1台	100円	
	黒板	ホール共通	1台	310円	
	ホワイトボード	ホール共通	1台	310円	
	演奏者用いす	ホール共通	1脚	50円	
	司会者台	ホール共通	1台	310円	
	ピアノいす	ホール共通	1脚	100円	
	オーバーヘッドプロジェクター	ホール共通会議室等	1台	1,100円	
	仮設能舞台	大ホール	1式	11,000円	
	舞台仕込料	ホール共通	1式	2,850円	
照明附属設備・備品	ボーダーライト（200ワット×90灯）	大ホール	1列	1,100円	
	ボーダーライト（150ワット×54灯）	小ホール	1列	650円	
	サスペンションライト（1キロワット）	ホール共通	1台	210円	
	ローアホリゾンライト（300ワット×216灯）	大ホール	1列	1,630円	
	ローアホリゾンライト（200ワット×64灯）	小ホール	1列	1,100円	
	アッパーホリゾンライト（500ワット×132灯）	大ホール	1列	2,200円	
	アッパーホリゾンライト（300ワット×56灯）	小ホール	1列	1,630円	
	中アッパーホリゾンライト（500ワット×72灯）	大ホール	1列	1,630円	

シーリングスポットライト (1.5キロワット)	大ホール	1台	310円	
シーリングスポットライト (1キロワット)	小ホール	1台	210円	
フロントサイドスポットラ イト (1キロワット)	ホール共通	1台	210円	
ランプピンスポットライト (1キロワット)	ホール共通	1台	1,100円	
ランプピンスポットライト (650ワット)	ホール共通	1台	530円	
センターピンスポットライ ト (2キロワット)	大ホール	1台	3,300円	
センターピンスポットライ ト (1キロワット)	小ホール	1台	2,730円	
トーマENTAL・タワースポッ トライト (1キロワット)	ホール共通	1台	210円	
コンダクターズスポットライ ト (650ワット)	大ホール	1台	530円	
フットライト (60ワット×84 灯)	大ホール	1列	530円	
フットライト (60ワット×60 灯)	小ホール	1列	310円	
花道用フットライト (60ワッ ト×72灯)	大ホール	1式	310円	
スポットライト (2キロワッ ト)	ホール共通	1台	430円	
スポットライト (1.5キロワッ ト)	ホール共通	1台	310円	
スポットライト (1キロワッ ト)	ホール共通	1台	210円	

	スポットライト (500ワット)	ホール共通	1台	100円	
	ストリップライト (100ワット×8灯)	ホール共通	1台	210円	
	ストリップライト (100ワット×4灯)	ホール共通	1台	100円	
	エリスポットライト	ホール共通	1式	530円	
	カラーチェンジャー	ホール共通	1台	530円	
	パーライト (500ワット)	ホール共通	1台	210円	
	リップルマシン	ホール共通	1式	1,100円	
	エフェクトマシン (1キロワット)	ホール共通	1式	1,100円	
	エフェクトマシン (2キロワット)	ホール共通	1式	1,630円	
	オーバーヘッドマシン (1キロワット)	ホール共通	1式	1,630円	
	ストロボスコープ (300ワット)	ホール共通	1式	1,100円	
	ドラムマシン (1キロワット)	ホール共通	1式	1,100円	
	ミラーボール	ホール共通	1個	530円	
	芯なしマシン	ホール共通	1式	1,100円	
	譜面灯	ホール共通	1台	50円	
	照明仕込料	ホール共通	1式	2,850円	
音響附属設備・備品	拡声装置 (大ホール用)	大ホール	1式	3,300円	
	拡声装置 (小ホール用)	小ホール	1式	2,850円	
	ポータブルミキサー	ホール共通	1台	1,100円	
	レコードプレイヤー	ホール共通	1台	1,100円	
	CDプレイヤー	ホール共通	1台	1,100円	
	MDプレイヤー	ホール共通	1台	1,100円	
	DATプレイヤー	ホール共通	1台	1,100円	
	テープレコーダー	ホール共通	1台	1,100円	

	ポータブルテープレコーダー	ホール共通	1台	530円	
	カセットテープレコーダー	ホール共通	1台	530円	
	効果用スピーカー	大ホール	1式	1,630円	
	ステージスピーカー	ホール共通	1台	530円	
	マイクロフォン（コンデンサー）	ホール共通	1本	1,100円	
	マイクロフォン（ダイナミック）	ホール共通	1本	530円	
	マイクロフォン（エアーモニター）	ホール共通	1本	530円	
	マイクロフォン（ワイヤレス）	ホール共通	1チャンネル	2,200円	
	エレベーターマイクロフォン装置	ホール共通	1式	1,100円	マイクロフォン別
	3点吊りマイクロフォン装置	ホール共通	1式	1,100円	マイクロフォン別
	マイクロフォンスタンド（床上）	ホール共通	1台	210円	
	マイクロフォンスタンド（卓上）	ホール共通	1台	100円	
	マイクロフォンスタンド（ブーム）	ホール共通	1台	210円	
	パワーアンプ	ホール共通	1台	1,100円	
	周辺機器	ホール共通	1台	650円	
	録音出力	ホール共通	1回路	530円	
	音響仕込料	ホール共通	1式	2,850円	
映写設備	映写機（35ミリ）	大ホール	1式	8,800円	
	映写機（16ミリ）	小ホール	1式	5,500円	

	スライド映写機	ホール共通	1式	1,100円	
	スクリーン	ホール共通	1式	1,100円	
楽器	グランドピアノ（外国製大ホール用）	大ホール	1台	11,000円	調律料は含まない。
	グランドピアノ（国産大ホール用）	大ホール	1台	3,830円	調律料は含まない。
	グランドピアノ（外国製小ホール用）	小ホール	1台	16,500円	調律料は含まない。
	グランドピアノ（国産ホール共通用）	ホール共通	1台	5,500円	調律料は含まない。
	グランドピアノ（国産セミコンサート）	練習室	1台	1,100円	調律料は含まない。
	アップライトピアノ	リハーサル室	1台	2,200円	調律料は含まない。
	チェンバロ	ホール共通	1台	5,500円	調律料は含まない。
	大太鼓	ホール共通	1式	1,100円	ばちを含む。
その他	拡声装置	第1・2会議室	1式	1,100円	
	液晶プロジェクター	施設共通	1式	2,200円	
	持込電気器具	施設共通	1キロワット	210円	
	テレビ中継料	ホール共通	1式	10,000円	
	ラジオ中継料	ホール共通	1式	4,270円	
	浴室	施設共通	1回	1,310円	

備考

- 1 使用料は午前、午後及び夜間の時間帯ごとに徴収する。ただし、テレビ中継料及びラジオ中継料は、全日料金とする。
- 2 この表に掲げるもの以外の付属設備及び備品等の使用料の額は、類似する付属設備又は備品等の使用料の額に準じて算定した額とする。

別表第2（第18条関係）

（平23規則18・追加，平26規則5・令元規則5・一部改正）

設備・備品の分類	品名	施設別	単位	金額	備考
舞台附属設備・備品	反射板	ホール	1式	3,030円	天井及び側面
	ロールバックチェア	ホール	1式	11,510円	
	司会者台	ホール	1台	100円	
	指揮者用譜面台	ホール	1台	100円	
	指揮者台	ホール	1台	100円	
	譜面台	ホール	1台	100円	
	平台	ホール	1台	100円	
	講演台	ホール	1台	100円	花台付
照明附属設備・備品	ローアーホリゾントライト	ホール	1列	1,350円	
	ボーダーライト	ホール	1列	1,030円	
	アッパーホリゾントライト	ホール	1列	1,350円	
	クセノンピンスポットライト（1キロワット）	ホール	1台	2,500円	
	ソースフォー	ホール	1台	100円	
	スポットライト（1キロワット）	ホール	1台	200円	
	スポットライト（0.5キロワット）	ホール	1台	100円	
音響附属設備・備品	VHS・DVDレコーダー	ホール	1台	100円	
	CDプレイヤー	ホール	1台	100円	
	MDレコーダー	ホール	1台	100円	
	ダブルカセットデッキ	ホール	1台	100円	

	移動型スピーカー	ホール	1台	100円	
	一点吊マイク装置	ホール	1式	1,030円	
	ワイヤレスマイクロフォン	ホール	1本	100円	
	ダイナミックマイクロフォン	ホール	1本	100円	
	コンデンサーマイクロフォン	ホール	1本	100円	
	AVワゴン	会議室	1台	410円	
	ダイナミックマイクロフォン	会議室	1本	100円	
	ワイヤレスマイクロフォン	会議室	1本	100円	
映写設備	スクリーン（ホール用）	ホール	1台	2,300円	
	ビデオプロジェクター（ホール用）	ホール	1台	2,200円	
	スクリーン（会議室用）	会議室	1台	200円	
	ビデオプロジェクター（会議室用）	会議室	1台	930円	
楽器	グランドピアノ	ホール	1台	1,980円	
その他	拡声装置	ホール	1式	3,870円	
	電気使用料	ホール 会議室 ギャラリー 共通	1キロワット	200円	持込機材を使用する場合